

FL法の周知にかかる打合せで出された意見

○住宅生産とフリーランスの関係

- ・一人親方（主に大工。そのほか専門工事業でも一部一人親方が含まれる場合がある。）
基本契約（HMでは書面の例あり。中小の場合は口頭の例あり。）と物件ごとの発注書・請書
- ・設計士（確認申請等を委託）
- ・デザイナー（チラシ製作） など

○団体のこれまでの周知活動

- ・メールで会員に通知（中央団体で追加情報を付記、あるいは関係の深い団体会員には補足説明）
- ・団体主催の経営セミナーで講習会を開催（団体顧問税理士や中企庁職員に講師依頼）
- ・会報誌送付時にチラシを印刷同封

○更なる周知をする際にできそうなことの提案

（全般）

- ・「フリーランス」と言われると「一人親方」や「設計士」を指すと認識しづらいのではないかな。
→住宅生産者との関係がわかる資料があると良い。
- ・団体会員の会員企業がその先の請負一人親方まで周知することまで含めた周知協力依頼を出す。
- ・全国団体会員として FL 法の情報を得たが、地元団体からの連絡では FL 法のパンフレットなどをもらっていない。

（対工務店）

- ・人手不足で一人親方が仕事を選べる状況。そのため、工務店も待遇改善はすでに進めており、関係性も良好を維持するよう努力しているため、「一人親方の処遇改善」は自分に関係あることのように感じられない。（ただし、取引内容は口頭ベースであるなど、FL法の規定を遵守できているかは別）
- ・工務店の窓口は非常に多くのメールを受け取るため、興味のあるものしか開かない傾向。例えば、タイトルに「アスベスト」とあれば喫緊の課題でありメールを開封する。FL法の場合は罰則があることが伝わればメールを開いてもらえるのではないかな。
- ・例えば ANDPAD 社の電子契約システムは法令順守のツールとなる。クラウドシステムの会社から情報提供してもらえば周知は進むのではないかな。

（対一人親方）

- ・弟子や手元がいる一人親方はフリーランス法の対象なのか。（FL法ではなく下請法の対象か）
- ・一人親方は書類を見ないので、総会で口頭説明とともに説明するほうが伝わる。（例えば新潟の団体の総会シーズンは1～3月）
- ・一人親方はホームセンターに連日行くので、ホームセンターの資材売り場にチラシを置けば見えてもらえるのではないかな。

○公正取引委員会からの情報提供

- ・団体総会等での講演での講師対応可。(国交省通じて or 直接依頼してほしい)

○中小企業庁からの情報提供

- ・全国の商工会議所と必要に応じて情報交換してほしい。

○厚生労働省からの情報提供

- ・ハラスメント対応体制整備 相談対応者を決めるなど。対応方法に悩んだ場合は都道府県労働局に相談可。

(問合せ先 [001019259.pdf \(mhlw.go.jp\)](#) 最終ページ)